

2008くらしのサポーター通信No.23

2008.4発行

ハイライト:

□今月のテーマ:インターネットトラブル

□お知らせ:消費者まつり

□交流コーナー:コラム“小数第一位の読み方～割ではなく分～”

インターネットトラブル

ここ数年のインターネットの飛躍的な普及により、子どもからお年寄りまで身近にインターネットを利用して情報を得たり買い物をしたりすることができるようになりました。しかし、私たちの生活が便利になる一方で、ネット上の様々なトラブルや悪質商法が横行しています。

1 不当・架空請求

パソコンや携帯に届いたメールやサイトを開いただけで入会・登録とみなして、入会金や登録料を請求する「不当請求」の相談や、利用した覚えのないアダルトサイトなどの利用料金の請求が届く「架空請求」の相談が数多く寄せられています。

不当・架空請求への対応策

(1) IPアドレス、携帯電話会社名から個人情報が伝わることはないので、過度に不安にならないこと

インターネットではホームページにアクセスした場合、IPアドレス、携帯電話会社名が相手のサイトへ伝わるのが一般的です。しかし、それだけでアクセスした人を特定されたり、重大な個人情報が伝わることはないので過度に不安になる必要はありません。あわてて業者へ連絡を取るとは、新たな個人情報を知らせることになるので避けてください。

(2) 興味本位で気軽にアクセスするのはやめましょう

業者はますます巧妙な手口を考え出し、料金を払わせようと狙っています。最初に「有料」なのか「無料」なのか、利用規約はあるのか、などを必ず確認しましょう。くれぐれもクリックは慎重に。

送信者名、内容に心当たりがないメールに書かれたホームページアドレスにはアクセスしないファイルをダウンロードしないことが大切です。

(3) 意図せずアクセスしてしまい、利用料金の請求を受けた場合、言われるがままに支払わないこと

有料サービスの申込みになるとは知らずにクリックした利用者に「登録になりました」や「入会ありがとうございます」と表示しても、そもそも契約が有効に成立しているとは考えられません。そのため、業者から請求されても安易に支払わないようにしましょう。

もし、「面倒だから」「少額だから」と請求に応じてしまうと、次々に不当な請求がくることになります。業者の中には「法的措置をとる」「自宅や勤務先に出向く」などと脅して、何とか支払わせようとする者もいます。

不当請求があった場合、相手に連絡をせず不審な電話やメールには出ないようにしましょう。相手に連絡をして、こちらから名前や住所などの個人情報を教えてしまうことのないようにしてください。

あまりに請求がしつこい場合は、着信拒否や迷惑メール撃退サービスにより自衛策をとりましょう。メールアドレスや携帯電話番号を変えたりするのも一つの方法です。

(4) できるだけ記録を残す

できるだけサイト名やURL（ホームページアドレス）、画面、利用規約などをデータで保存（又は印刷）しておきましょう。トラブルに巻き込まれたときの重要な資料になります。

2 ネットオークショントラブル

ネットオークションで、商品を落札した。出品者は個人でオークションの評価も高かったため指定された銀行口座へ代金を前払いで振り込んだ。しかし、一向に商品が届かない。催促のメールや電話をしても出品者からの返事がない。

インターネットの普及により、誰でも自宅にいながら気軽にネットオークションを利用することが可能になりましたが、このようなトラブルも増加しています。

ネットオークションでは、出品したのが事業者の場合は、通信販売となりますので特定商取引法による規制を受けますが、個人間での取引の場合は、規制の対象にはなりません。「お金を払ったのに商品が届かない。」「偽物だった。」「壊れていた。」等のトラブルが発生したときは当事者同士で解決しなければならないので、細心の注意が必要です。

ネットオークション利用におけるアドバイス

◎オークション入札時に注意すべきこと

(1) 商品の状態、送料の有無、返品・解約に関する条件などわからないことがあれば納得がいくまで出品者に質問しましょう。

(2) 他の人が出品者をどのように評価しているか確認しましょう（出品者として「良い」という評価を最近得ているか等）。

◎商品を落札した後に注意すべきこと

(3) メールのみやり取りだけで取引するのではなく、出品者が実在するか電話などで確かめましょう。

(4) 代金の前払いはできるだけ避け、エスクローサービス（出品者と落札者の間で商品や代金の受け渡しを仲介し、取引の安全を確保する制度）を利用しましょう。前払いをする場合は振込先がオークションサイトの「トラブル口座リスト」に掲載されていないか確認しましょう。なお、クレジットカードで支払うときは、暗号化等の安全対策が万全かを確認しましょう。また、高額な商品については、できるだけ相手と直接会って取り引きすることをお勧めします。

(5) 万一に備え、出品者から届いたメールや落札時のパソコンの画面表示から、価格・支払方法・相手住所・氏名・固定電話番号等を、必ず確認の上控えておきましょう。また、前払いで代金を支払った時は、口座振替の控え等を保管しておきましょう。

いずれにしても、匿名性が高い取引であるネットオークションでは、相手と連絡がつかないなど「信用」が得られないままに取引を行うのは大変危険です。相手の取引状況や評価の確認をして、納得いくまで商品の状態などを確認の上、そのやりとりを証拠として残しておきましょう。場合によっては取引をやめるといった決断をすることも大切です。

くらしのサポーターの皆さんへ

ネットトラブルに関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

◇ 「2008消費者まつり」の開催 ◇

5月の消費者月間に消費者同士の交流の場を設け、消費生活情報の提供及び消費者教育・啓発を実施し、消費者の自立支援及び行政と事業者との交流・連携のネットワーク拡大を図ることを目的に第5回消費者まつりを次のとおり実施します。たくさんの方のご来場をお待ちしています。

- と き 平成20年5月23日（金）
午前11時から午後3時まで
- ところ 郷土文化会館4階（徳島市藍場町2-14）
- 催し物 ・わたしたちの声とどけ・消費者宣言～消費者活動報告～
・お楽しみクイズ「くらしのはてな？」
・「とくしまの高齢者を見守るくらしのサポーターと消費者ネットワーク」活動報告及び講演
・くらしに役立つ情報の展示、県産品のコーナー 等
- 入場はすべて無料です。
- 託児所の予約受付中です。5月20日（火）までに下記へお申し込みください。
- お問い合わせ先
NPO法人徳島県消費者協会
徳島市西新町2丁目5 徳島経済センタービル5階
電話 088-625-8285

くらしのコラム

小数第一位の読み方～割ではなく分～

一十百千と大きい数字はよく使うので馴染みがあるが、小数点以下になると分かり難い。一般には読み上げて、例えば、0.123は、0、てん、1、2、3、と読む。

0.123を百分率で読むことは全体が百なので12.3を読むことで12.3%になる。割合では全体が十なので、1.23を読むので1割2分3厘と読まれる。

この割合の読み方から小数第一位を割と読むように思っている方は多いが0.123の読み方は、1分2厘3毛である。また、0.103は1分3毛と厘の位を省略できる。ただ、最近では小数以下を分厘毛糸などで読む人は極めて少ない。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

2008くらしのサポーターの募集が始まりました。
くらしのサポーターは、消費者情報センターと消費者をつなぎ、消費者に役立つ情報を広めたり、地域の情報やニーズをセンターに取り次ぐ担い手として、とても大切な存在です。
これからもサポーター向けに、研修会をはじめ様々な活動や交流の場を提供していきます。
平成20年度もどうかよろしくお願いいたします。